六　調査の対象となる事項の概要

(一)　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

イ　調査対象貨物の正常価格（輸出国における通常の商取引における価格又はこれに準ずる価格）

ロ　調査対象貨物の本邦向け輸出価格

ハ　調査対象貨物の正常価格と本邦向け輸出価格との差額（ダンピング・マージン）

ニ　その他不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の認定に関し参考となるべき事項

(二)　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

イ　不当廉売された調査対象貨物の輸入量

ロ　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の同種の貨物の価格に及ぼす影響

ハ　不当廉売された調査対象貨物の輸入が同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響

ニ　その他不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無の認定に関し参考となるべき事項

七　申請者の主張の概要

(一)　申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事実

申請者八社は、本邦において調査対象貨物と同種の貨物を生産している本邦生産者であり、八社の平成二十二年度における国内総生産量に占めるシェアは九十六・〇％である。

(二)　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実

イ　正常価格については、インドネシア共和国における調査対象貨物の国内販売価格を採用した。

ロ　本邦向け輸出価格については、本邦の輸入通関価格から海上運賃等を控除して算定した。なお、調査対象貨物の供給者を直接に支配している第三者により直接に支配されている会社が本邦で小売用に販売している場合の本邦向け輸出価格については、本邦の国内販売価格から本邦における国内物流費、海上運賃等を控除して算定した。

ハ　イ及びロにより、インドネシア共和国からの輸入貨物に係る平成二十二年四月から平成二十三年一月までのダンピング・マージン率を算出すると、七・五五％から十五・七八％となる。

(三)　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

イ　インドネシア共和国からの不当廉売された調査対象貨物の輸入量は、平成二十年度における二十九万千七百三十七トンから平成二十三年度における三十九万七千五百十トン（推定値）に増加しており、国内総需要に占める輸入品の割合は、大幅に増加している。

ロ　インドネシア共和国からの不当廉売された調査対象貨物の国内販売価格は、同種の国内生産貨物の国内販売価格を恒常的に下回っており、本邦の産業は、製造コストを回収できない水準にまで国内販売価格を引き下げることを迫られている。また同時に、市場占拠率の低下、販売量及び生産量の減少、稼働率の低下、収益の悪化等が生じている。

八　不当廉売関税に関する政令第十条第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、同令第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧、同令第十二条第一項の規定による対質の申出、同令第十二条の二第一項の規定による意見の表明並びに同令第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限

(一)　証拠の提出及び証言についての期限　平成二十四年十月一日

(二)　証拠等の閲覧についての期限　調査終了の日

(三)　対質の申出についての期限　平成二十四年十月二十九日

(四)　意見の表明についての期限　平成二十四年十月二十九日

(五)　情報の提供についての期限　平成二十四年十月二十九日

なお、これらの手続のほか、供給者及び本邦企業の実態調査（現地調査を含む。）を行う予定である。

九　その他参考となるべき事項

(一)　証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供の宛先

東京都千代田区霞が関三丁目一番一号　財務省関税局関税課特殊関税調査室

(二)　その他　日本語以外の言語による証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供を行う場合には、日本語の翻訳文を添付するものとする。

○財務省告示第二百二十七号

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき、税関官署を指定する件（平成二十一年二月財務省告示第三十二号）の一部を次のように改正し、平成二十四年七月一日から適用する。

平成二十四年六月二十九日

財務大臣　安住　淳

第十八号を次のように改める。

十八　名古屋税関中部外郵出張所

○厚生労働省告示第四百十四号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月二十九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第百二十九号を第百三十号とし、第百十二号から第百二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第百十一号の次に次の一号を加える。

百十二　N―メチル―二―{三―[(一E)―二―(ピリジン―二―イル)エテン―一―イル]―一H―インダゾール―六―イル}スルファニル）ベンズアミド（別名アキシチニブ）及びその製剤

○厚生労働省告示第四百十五号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに雇用対策法施行令（昭和四十一年政令第二百六十二号）第五条及び雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十九年政令第二百四十五号）附則第二条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める外国人雇用状況の通知の様式を定める件（平成十九年厚生労働省告示第二百七十七号）の一部を次のように改正し、平成二十四年七月九日から適用する。ただし、この告示の適用の際、現に存するこの告示による改正前の厚生労働大臣が定める外国人雇用状況の通知の様式を定める件様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

平成二十四年六月二十九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

様式（表面）中「国籍」の次に「・地域」を加え、同様式（裏面）注意7を次のように改める。

7　表面の記載に当たっては、在留カードを所持する者については①～⑦欄は在留カードにより確認し、記載することとし、在留カードを所持しない者については①～⑥欄は旅券又は在留資格証明書、⑦欄は旅券、在留資格証明書、資格外活動許可書又は就労資格証明書により確認し、記載すること。

ただし、在留カードを所持しない者については①～⑥欄は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第十五条第二項各号に定める期間については、外国人登録証明書により確認し、記載することもできること。